

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第28号
件 名	地域住民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運を醸成し促し後押しする仕組みを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区では、区が「拠点地区」に位置づけた地区については「まちづくり基本計画」を策定することができますが、区民が自発的・主体的に自分たちの地域の住環境を守るために「まちづくり協定」「まちづくり憲章」等を策定しても、世田谷区（注1）や目黒区（注2）のように、区がきめ細かく支援する仕組みが文京区では充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「まちづくり憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度がなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作った、まさに「絵に描いた餅」に終わってしまいます。

「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的・主体的なルールづくりの機運を醸成し、促し、後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的・主体的な取り組みを大切にしながら、区民任せにするのではなく、その思いと願いを区が汲み取り大切に育てていくことが欠かせません。

つきましては地域の区民が「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を策定する機運を醸成し、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」を支援するよう区長に働きかけて頂きたく貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で区民が策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が「憲章」のような形で地域のまちづくりの基本理念や基本方針等に基づき策定した具体的なまちづくりのルールや協定等についても、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。

注1）世田谷区には、都市計画法に基づく「地区計画」とは別に、同区独自の仕組みとして、区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定の要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知を図る制度があります。「成城憲章」もそのひとつとして登録されています。

注2）目黒区には「目黒区地域街づくり条例」があり、区が認定した「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」やそれに基づく「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。「地域街づくりルール」によって届け出すべきものとされる建築行為等を行おうとする際は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならないとする一方、そのルールを策定した「地域街づくり団体」に対して建築行為等の内容を説明し、説明内容を区長に報告しなければならないといった規定を定めています。